

## 所管事項に関する資料

< 目 次 >

- 1 合併地区の地域振興対策費の現状と今後のあり方について . . . . . P1
- 2 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の  
報告について . . . . . P3
- 3 第 42 回世界遺産委員会について . . . . . P9

---

企画財政部

平成 30 年 9 月

1 合併地区の地域振興対策費の現状と今後のあり方について

(1) 平成30年度 合併地区の地域振興対策費の現状について

ア 平成30年度 地域活性化事業費負担金

概要：合併地区の人口減少が続いている中で、地域の住民や団体等が主体となってイベントを開催することで、合併地区の魅力の発信及び交流人口の拡大に寄与し、地域活性化を図るもの。

(単位：円)

名称	香焼地区	伊王島地区	高島地区	野母崎地区	三和地区	外海地区	琴海地区
伊王島フェスタ		950,000					
UMIBOUZ in 高島			2,850,000				
しまめぐり 双六 in 高島			600,000				
高島杯小学生バドミントン大会			300,000				
のもぎき水仙まつり				2,565,000			
野母崎地区活性化イベント				550,000			
琴海花まつり							2,000,000
小計	0	950,000	3,750,000	3,115,000	0	0	2,000,000
合計				9,815,000			

イ 平成30年度 地域コミュニティ支援事業費

概要：地域住民の親睦を目的に住民が主体となって実施するイベント等に対する助成を行い、地域コミュニティの健全な維持と合併7地区の個性ある文化の継承・発展を図るもの。

(単位：円)

名称	香焼地区	伊王島地区	高島地区	野母崎地区	三和地区	外海地区	琴海地区
まちづくりのための 祭り開催補助	香焼チューリップまつり	1,567,000					
	伊王島夏まつり		135,000				
	高島地区ふるさと夏祭り			180,000			
	鯉・来い祭りIN神浦川河川公園					606,000	
	神浦散歩未知					300,000	
	外海ふるさとまつり					2,591,000	
	さんわ夏まつり					900,000	
	サン・サン・さんわフェスティバル					2,430,000	
	琴海夏まつり						730,000
	琴海ふるさとまつり						3,670,000
スポーツ・レクリエーション等 開催補助	伊王島ふれあい運動会		252,000				
	地区民体育祭(高浜地区)				171,000		
	地区民体育祭(野母地区)				171,000		
	地区民体育祭(脇岬地区)				171,000		
	地区民体育祭(榊島地区)				171,000		
	外海地区体育祭					657,000	
	地区民スポーツ大会(蚊焼地区)					85,000	
	地区民スポーツ大会(為石地区)					85,000	
	地区民スポーツ大会(川原地区)					85,000	
	地区民スポーツ大会(晴海台地区)					85,000	
琴海地区総合体育大会						300,000	
琴海ロードレース						90,000	
文化活動等開催補助	南部地区文化交流の集い(南部5地区)	68,400	68,400	68,400	68,400	68,400	
	香焼公民館まつり	52,000					
	伊王島文化祭		23,000				
	高島地区文化祭			90,000			
	野母崎地区文化祭・芸能発表会				127,000		
	出津・黒崎文化まつり						114,000
	三和文化協会サマーフェスタ					80,000	
	三和文化協会文協フェスタ					132,000	
	琴海文化協会学習発表会						225,000
	すいとるコンサート						180,000
小計	1,687,400	478,400	338,400	879,400	3,950,400	4,268,000	5,195,000
合計				16,797,000			

ウ 平成30年度 地域活性化事業費負担金及び地域コミュニティ支援事業費の合計額(ア+イ)

(単位：円)

	香焼地区	伊王島地区	高島地区	野母崎地区	三和地区	外海地区	琴海地区
小計	1,687,400	1,428,400	4,088,400	3,994,400	3,950,400	4,268,000	7,195,000
合計				26,612,000			

【参考1】地域コミュニティ推進交付金の上限額(基礎割50万円+人口×400円)

※平成29年9月末時点の人口により算出(単位：円)

	香焼地区	伊王島地区	高島地区	野母崎地区	三和地区	外海地区	琴海地区
	2,060,000	740,000	620,000	(野母)1,140,000 (榊島)700,000 (脇岬)1,060,000 (高浜)1,140,000	(蚊焼)1,700,000 (晴海台)1,660,000 (為石)1,580,000 (川原)1,100,000	(神浦)980,000 (黒崎東)940,000 (出津)940,000 (池島)540,000	(村松)3,980,000 (形上)1,180,000 (長浦)980,000 (尾戸)740,000
小計	2,060,000	740,000	620,000	4,040,000	6,040,000	3,400,000	6,880,000
合計				23,780,000			

【参考2】市町村合併に伴う地域振興基金引継額

(単位：千円)

	香焼	伊王島	高島	野母崎	三和	外海	琴海
	—	51,569	724,925	4,080	514,497	69,542	1,630,000
合計				2,994,613			

(2) 合併地区の地域振興対策費の今後のあり方(案)について

現 行	《考 え 方》	今後のあり方(案)
<p>1+2 【26,612千円】</p>		
<p><b>1 地域活性化事業費負担金【9,815千円】</b></p> <p>合併地区の人口減少が続いている中で、地域の住民や団体等が主体となってイベントを開催することで、合併地区の魅力の発信及び交流人口の拡大に寄与し、地域活性化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のもぎき水仙まつり (2,565千円)</li> <li>・高島フェスタ (3,750千円)</li> <li>・伊王島フェスタ (950千円)</li> <li>・琴海花まつり (2,000千円) ほか</li> </ul>	<p>① 過疎地域(伊王島地区、高島地区、野母崎地区及び外海地区)において、交流人口の拡大に資する事業に対する補助金等については、過疎地域活性化事業として実施する。ただし、過疎対策事業債及び過疎地域活性化基金を活用できる期間を限度とする。</p>	<p><b>① 過疎地域活性化事業</b></p> <p>【事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のもぎき水仙まつり</li> <li>・高島フェスタ</li> <li>・伊王島フェスタ</li> <li>・神浦散歩未知 など</li> </ul>
<p><b>2 地域コミュニティ支援事業費【16,797千円】</b></p> <p>地域住民の親睦を目的に住民が主体となって実施するイベント等に対する助成を行い、地域コミュニティの健全な維持と合併7地区の個性ある文化の継承・発展を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・香焼チューリップまつり (1,567千円)</li> <li>・サン・サン・さんわフェスティバル (2,430千円)</li> <li>・さんわ夏まつり (900千円)</li> <li>・神浦散歩未知 (300千円)</li> <li>・琴海夏まつり (730千円)</li> <li>・琴海ふるさとまつり (3,670千円) ほか</li> </ul>	<p>② ①以外の事業に対する補助金等については廃止する。ただし、市町村建設計画の計画期間なども考慮し、平成32年度までを経過措置期間とする。</p> <p>③ 地域のコミュニティと市役所が連携しながら総合的なまちづくりを推進するために総合事務所が設置されたことに鑑み、総合事務所管内の活性化や一体感の醸成等を図る事業を新設する。</p>	<p><b>② 地域コミュニティ推進交付金の対象となる事業</b></p> <p>交付金による実施</p> <p>※各種行事の個別の見直しは各地区において検討</p> <hr/> <p><b>③ 総合事務所管内の地域活性化事業新規事業(平成31年度～)</b></p> <p>(中央・東・南・北)</p> <p>※実施内容については、平成30年度に各総合事務所において検討</p>

## 2 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

### (1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

ア 健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
		早期健全化段階	財政再生段階
実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (H28 決算：赤字なし)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (H28 決算：赤字なし)	16.25%	30%
実質公債費比率	0% 長崎市（7.1%） (H28 決算：6.5%）	25%	35%
将来負担比率	0% 長崎市（77.0%） (H28 決算：77.9%）	350%	

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率		経営健全化基準
資金不足比率 (公営企業ごとに算定)	0% 水道事業会計 下水道事業会計 観光施設事業特別会計 中央卸売市場事業特別会計 生活排水事業特別会計	20%

いづれも資金不足なし

※3 経営健全化団体

※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

## (2) 健全化判断比率

### ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

#### 【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

#### 【平成29年度決算】

一般会計等においては、31億6,998万円の黒字であり、平成28年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は－（ハイフン）として表示している。

(単位：千円)

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	平成29年度	平成28年度
1 一般会計	3,096,270	2,015,841
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	73,710	105,708
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計 <sup>※1</sup>	0	0
計 (A)	3,169,980	2,121,549
標準財政規模 (B)	100,097,096	100,701,057
実質赤字比率 (%) A÷B	—	—

※1 平成24年度から病院事業が地方独立行政法人化されたことに伴い、独立行政法人移行前の病院事業債の償還及び移行後の同事業債の借り入れ並びに償還を行うために設置した特別会計。健全化判断比率の算定上、一般会計等に属する特別会計に区分する。

## イ 連結実質赤字比率

全会計（財産区特別会計を除く）における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものの。

### 【平成29年度決算】

財産区特別会計を除く全会計においては、267億706万円の黒字であり、平成28年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は－（ハイフン）として表示している。

（単位：千円）

会計名	実質収支額 資金剰余額	
	平成29年度	平成28年度
1 一般会計等	3,169,980	2,121,549
2 公営企業に係る特別会計以外の会計	2,649,730	1,511,416
(1) 国民健康保険事業特別会計	1,382,241	779,052
(2) 介護保険事業特別会計	1,207,180	632,236
(3) 後期高齢者医療事業特別会計	56,374	76,778
(4) 駐車場事業特別会計	3,935	23,350
3 公営企業に係る特別会計	20,887,350	18,726,451
(1) 水道事業会計	14,073,452	13,425,759
(2) 下水道事業会計	6,802,828	5,289,672
(3) 観光施設事業特別会計	11,070	11,020
(4) 中央卸売市場事業特別会計	0	0
(5) 生活排水事業特別会計	0	0
計（A：1＋2＋3）	26,707,060	22,359,416
標準財政規模（B）	100,097,096	100,701,057
連結実質赤字比率（%） A÷B	—	—

## ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(A) 地方債の元利償還金充当一般財源} + \text{(B) 準元利償還金} - \text{(C) 交付税措置額}}{\text{(D) 標準財政規模} - \text{(C) 交付税措置額}}$$

(3か年平均)

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したもの。

### 【平成29年度決算】

平成27年度から平成29年度の3か年平均で算出した平成29年度の実質公債費比率は7.1%であり、平成28年度の6.5%から0.6ポイント悪化している。

これは、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が、合併特例債や緊急防災減災事業債などに係る償還金の増などにより増加したこと及び分母の構成要素である標準財政規模が減少したことによるものである。

(単位：千円)

	H29	H28	H27	H26
A 地方債の元利償還金 充当一般財源	17,571,832	17,169,030	16,809,591	16,629,194
B 準元利償還金	5,165,459	5,243,752	5,257,495	5,285,387
C 交付税措置額	16,340,226	16,347,952	16,437,838	16,887,747
D 標準財政規模	100,097,096	100,701,057	101,859,848	102,761,866
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	7.63766	7.18981	6.58993	5.85372
平成29年度 (%) (3か年平均)	7.1			
平成28年度 (%) (3か年平均)	6.5			

## エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(A) 将来負担額} - \text{(B) 充当可能財源等}}{\text{(C) 標準財政規模} - \text{(D) 当該年度交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担（将来負担額）を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

### 【平成29年度決算】

平成29年度末における将来負担額は、3,310億1,637万8千円で、地方交付税措置見込額や公営住宅使用料といった将来負担額に充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額は645億4,231万7千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は77.0%で、平成28年度末の77.9%から0.9ポイント好転している。

これは下水道事業に係る地方債現在高の減などにより基準財政需要額算入見込額が減したことなどから、「B 充当可能財源等」が減少したものの、地方道路等整備事業債などに係る地方債の現在高や、退職者数の減により退職手当負担見込額が減したことに伴い、「A 将来負担額」が減少したことなどによるものである。

(単位：千円)

項目	金額	
	平成29年度	平成28年度
A 将来負担額	331,016,378	335,599,565
(1) 地方債の現在高	262,007,622	263,837,666
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	254,945	286,571
(3) 公営企業債等繰入見込額	46,571,113	47,259,241
(4) 組合等負担等見込額	0	0
(5) 退職手当負担見込額	20,041,181	21,562,422
(6) 設立法人の負債額等負担見込額	2,141,517	2,653,665
うち地方独立行政法人	2,104,095	2,610,168
うち第三セクター等	37,422	43,497
(7) 連結実質赤字額	0	0
(8) 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
B 充当可能財源等	266,474,061	269,833,287
(1) 充当可能基金	49,305,265	47,493,161
(2) 充当可能特定歳入	35,416,531	37,701,194
(3) 基準財政需要額算入見込額	181,752,265	184,638,932
C 標準財政規模	100,097,096	100,701,057
D 当該年度交付税措置額	16,340,226	16,347,952
将来負担比率 (%)	77.0	77.9
(A - B) ÷ (C - D)		



### (3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額（実質赤字）の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額（実質赤字）を、公営企業の事業規模（料金収入の規模）と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。

#### 【平成29年度決算】

いずれの会計においても、平成28年度と同様に資金不足は生じておらず、資金不足比率は－（ハイフン）として表示している。

平成29年度

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	14,073,452	9,623,037	—
	2 下水道事業会計	6,802,828	8,264,712	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	11,070	656,475	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	140,165	—
	5 生活排水事業特別会計	0	128,169	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

平成28年度（参考）

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,425,759	9,733,886	—
	2 下水道事業会計	5,289,672	8,354,367	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	11,020	651,872	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	142,094	—
	5 生活排水事業特別会計	0	129,403	—

### 3 第42回世界遺産委員会について

#### (1) 審議内容

##### ア 結果

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を、次の評価に基づき世界遺産一覧表に記載する。

##### 【評価】

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

##### イ 主な意見

- ・ユニークで傑出した歴史を語る価値のある世界遺産であり、記載を強く支持する。イコモスと締約国との優れた協力の結果であり、他国の手本となる良い取組例である。
- ・無形の要素も色濃い本資産の保全には、地元住民や自治体の努力が不可欠である。
- ・イコモスからの勧告に示されているように、各構成資産の特性に配慮し、適切な収容力及び観光の管理についてさらに取組を継続されたい。

##### ウ 追加的勧告

- ・久賀島又は野崎島などにおける集落跡、教会跡、墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について、写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包括的な記録資料を作成すること。
- ・地元の活動団体又は個人が、市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知すること。
- ・各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、収容力及び望ましい観光の管理について検討すること。
- ・『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』（2011）に基づき、遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

## (2) 登録後の来訪者数の推移

- ・登録後の平成30年7月と登録前の平成29年7月の1ヶ月間の来訪者数を比較すると、構成資産内にある教会堂及び資料館は全て来訪者数が増加している。
- ・来訪者数の対前年7月比は、6施設全体で128%であった。最も高かったのは、大野教会堂の333%、続いて、旧出津救助院の236%、出津教会堂の209%、外海歴史民俗資料館の193%、ド・ロ神父記念館の181%の順で、最も低かったのは大浦天主堂の116%であった。

### <長崎市の構成資産>

構成資産名	施設名	来訪者数(人)		来訪者の増減数(人) ②-①	対前年7月比 ②/①
		平成29年 7月 ①	平成30年 7月 ②		
外海の出津集落	出津教会堂	1,494	3,125	1,631	209%
	旧出津救助院	513	1,209	696	236%
	ド・ロ神父記念館	820	1,486	666	181%
	外海歴史民俗資料館	698	1,344	646	193%
外海の大野集落	大野教会堂	279	930	651	333%
大浦天主堂	大浦天主堂	26,292	30,411	4,119	116%
合計		30,096	38,505	8,409	128%

### <長崎市以外の構成資産>

構成資産名	施設名	来訪者数(人)		来訪者の増減数(人) ②-①	対前年7月比 ②/①
		平成29年 7月 ①	平成30年 7月 ②		
原城跡	-	792	1,550	758	196%
平戸の聖地と集落	-	-	1,445	-	-
天草の崎津集落	崎津教会堂	6,892	14,326	7,434	208%
黒島の集落	黒島天主堂	232	572	340	247%
野崎島の集落跡	旧野首教会	518	601	83	116%
頭ヶ島の集落	頭ヶ島天主堂	2,874	3,560	686	124%
久賀島の集落	旧五輪教会堂	324	1,069	745	330%
奈留島の江上集落	江上天主堂	197	1,254	1,057	637%

# 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。



## 【構成資産】

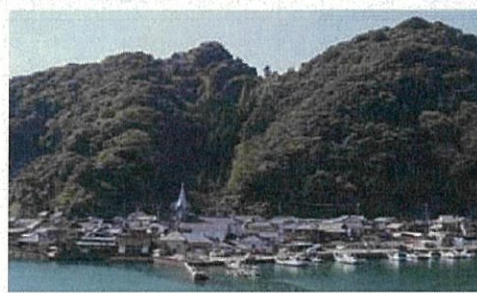
- 1 原城跡 (長崎県南島原市)
- 2 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)  
(長崎県平戸市)
- 3 平戸の聖地と集落(中江ノ島) (同上)
- 4 天草の崎津集落 (熊本県天草市)
- 5 外海の出津集落 (長崎県長崎市)
- 6 外海の大野集落 (同上)
- 7 黒島の集落 (長崎県佐世保市)
- 8 野崎島の集落跡 (長崎県北松浦郡小値賀町)
- 9 頭ヶ島の集落 (長崎県南松浦郡新上五島町)
- 10 久賀島の集落 (長崎県五島市)
- 11 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)  
(同上)
- 12 大浦天主堂 (長崎県長崎市)

## 【関係年表】

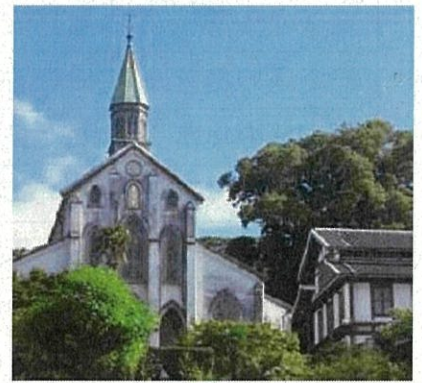
平成19年1月	暫定一覧表に記載
平成27年1月	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書提出
同年9月26日～10月4日	イコモス現地調査
平成28年2月	推薦取下げ
平成29年2月	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦書提出
同年9月4日～14日	イコモス現地調査
平成30年5月4日	イコモス勧告
同年6月24日～7月4日	第42回世界遺産委員会



原城跡



天草の崎津集落



大浦天主堂